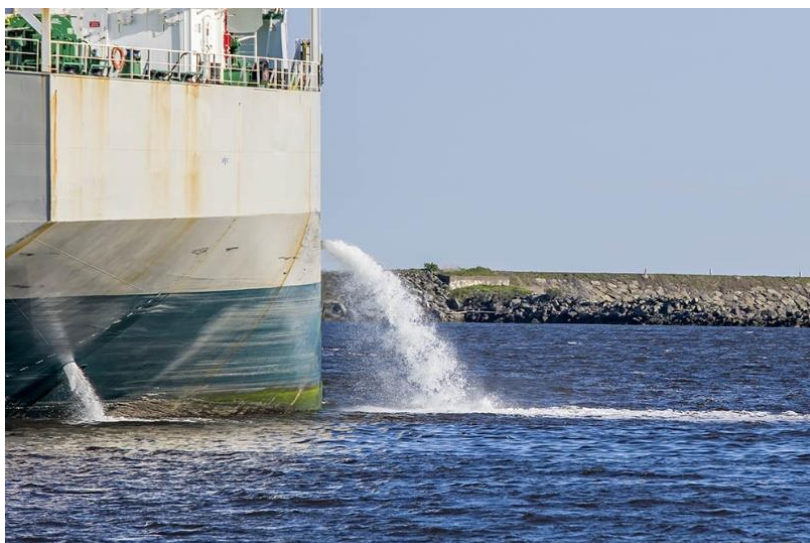


## Gard Alert

# 米国コーストガード、バラスト水規制の遵守を強化

こちらは、英文記事「[US Coast Guard tightens ballast water compliance](#)」(2017年12月18日付)の和訳です。

既に、米国コーストガードの型式承認を取得したバラスト水処理装置を搭載できるようになっているため、米国のバラスト水規制の遵守猶予措置として暫定的に設けられたバラスト水交換と遵守日の延長措置が段階的に廃止されています。



2012年6月に発効した米国のバラスト水規制 ([33 CFR Part 151](#)) は、IMOのバラスト水管理 (BWM) 条約に定められた要件とは異なります。IMOが

先頃一部の船舶についてバラスト水処理装置の[搭載期限を先送りすることに同意したの](#)に対し、米国コーストガード (USCG) は、船舶の遵守日のさらなる延長の申請を制限することを決定しました。米国では現在、6つのバラスト水管理システム (BWMS) が型式承認を取得済みで、他にも数基のシステムがUSCGの認めた試験機関の一つで審査中か試験中であることから、USCGは「[今や遵守は可能であり、遵守が期待される](#)」という見解を示しています。

USCGは、最近発表したバラスト水管理に関する5部構成のブログの中で、米バラスト水規制の遵守と実施に関する問題を幅広く取り上げています。ブログの第1部では、USCGの[バラスト水管理に対する全体的な考え方](#)を示しています。また、第2部ではUSCGが[規制の実施から規制の遵守へ力点を移していること](#)、第3部では[米国の型式承認プログラムの最新情報](#)について解説しています。第4部では[BWMSを選択する際の推奨するアプローチ](#)に関する情報、第5部では装置が動作不能になった場合や管理方法が不全になった場合の[緊急時対応計画](#)について考察しています。

USCGが打ち出している下記の指針に注意を向けるようにしてください。

- 米国は、内航船検査やポート・ステート・コントロール検査の一環としてバラスト水管理の遵守の履行を義務づけています。2012年から2017年にかけてUSCGが公表したバラスト水関連の不遵守事案における船舶の不備は700件近くにのぼります。
- 考えられる履行強制措置として、船舶の移動や貨物業務を制限するなどの運航面の制約、罰金、将来の検査の優先実施などが挙げられます。また、犯意の証拠があれば、起訴される可能性もあります。
- 米国海域内を航行する船舶は、どのように米国のバラスト水規制を遵守するのかを各船において規定したバラスト水管理計画に従う必要があります。
- 船主・運航者がUSCGの型式承認を取得したBWMSを搭載できるようになっている現状を踏まえて、これまで猶予措置として暫定的に設けられていたバラスト水交換と遵守日の延長が段階的に廃止されています。
- BWMSを船舶に適合させるには、その船のエンジニアリングシステム、貨物業務、航路を徹底的に分析することが必要です。BWMSが船舶のオペレーションに与える影響は大きく複雑であり、単に設置するだけで簡単に適合させられるものではありません。

- 動作不能のBWMSは、機能不全あるいは意図した機能を発揮できない他の汚染防止装置と同じように取り扱われるでしょう。動作不能は、遵守にかかわる問題です。そのことは、未処理のバラスト水を米国海域へ排出する正当な理由にはならず、遵守日の延長を認める根拠にもなりません。
- 遵守計画の策定には緊急時の計画を策定する必要があります。バラスト水管理計画では、船舶独自の緊急時の対応策、船舶の運航プロフィール、所定のバラスト水管理方法を定めておく必要があります。これには、BWMSが動作不能になった場合や、その船舶の所定の遵守方法が予期せず利用できなくなった場合の代替措置に関する説明も含まれます。

米国の諸港に寄港するほとんどの船舶は、最終的にUSCG型式承認済みBWMSを搭載する必要があるため、メンバーの皆様はできる限り早期に準備作業に取り掛かるようにしてください。以前、推奨しましたように、船主・運航者は、船舶の遵守計画を策定する際には、米国海域内の航行が禁じられることのないように、BWMSの製造業者と緊密に連携し、USCGのみならず本船の旗国、船級協会とも積極的に情報交換等を行うようにしてください（[2017年3月15日付Gard Alertを参照ください](#)）。

Gardでは、Member Circular [No. 4/2017](#)（2017年7月発行）と同[No. 17/2016](#)（2017年1月発行）でもバラスト水管理の問題を取り上げており、「欠陥のある」承認済みシステムを使用して未処理バラスト水が船外に漏出・流出してしまったことに起因する賠償責任（不注意で未処理バラスト水を流出させてしまった場合の罰金を含む）をはじめとするバラスト水に関連する環境賠償責任は、クラブの保険契約規定とてん補条件を逸脱しない限りてん補対象である旨をお伝えしています。バラスト水管理要件の違反に伴うその他の罰金がかてん補対象になるか否かは、クラブの裁量で決定されます。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。